

参考

主要5課題の整理に関する特別区長会会長コメント

本日の都区協議会において、平成18年度都区財政調整等に関して都区が合意いたしました。この中で、かねて懸案であった都区財政調整「主要5課題」についても整理を行いました。

「主要5課題」は、都区の財源配分にかかわる問題として、平成12年の都区制度改革時の積み残しとなっていたものです。

23区は、平成15年以来、2年有余にわたり、都との間で具体的な協議を行ってきました。しかし、都区間の主張の隔たりは大きく、事務的な調整で合意を見出すことが困難な事態となった昨秋以降、区長会の会長である私と2人の副会長が23区を代表し、東京都の副知事との間で厳しい折衝を続けてまいりました。

こうした経緯を経て、去る1月16日の区長会において、都から回答があったわけですが、これまでの協議の経緯からしても、区側の考え方とは大きく隔たる内容であり、受け入れできない旨回答し、一時は決裂の状態となりました。

しかし、その後、再度折衝の機会を持つことができ、今後の協議で財源配分に関する整理が図られるまでの間の暫定的な配分率については、三位一体改革の影響を踏まえて、平成19年度に都区が合意できるよう努力することで、協議のとりまとめを行うこととなったものです。

区側としては、平成19年度からは、少なくとも配分率が55%になるものと受け止めております。

今回の合意によって、過去の問題としての「5課題」は終了することになりますが、個々の課題そのものが解決されたわけではなく、今後課題を残すこととなりました。

これまでの協議の経緯に照らして、このような整理とならざるを得なかったことは不満ではありますが、今回の協議を通じて、都区の認識の隔たりが極めて大きいことが浮き彫りになったことから、都区のあり方について、あらためて議論を行う必要があります。その議論の中で、課題の解決を目指すしかないと判断したものであります。

いずれにしても、都区制度の根本に係わる問題である「都区の役割分担原則に応じた財源配分の実現」の課題をはじめ、改めて重い課題を背負うこととなりました。

特別区は、基礎自治体としての自覚と責任のもとに、今後の協議に真摯に臨んでいく所存ですので、皆様のご理解をお願いいたします。

平成18年2月16日

特別区長会会長 高橋 久二